

## 避難確保計画作成 よくある質問

### Q 避難確保計画作成等の義務付けの対象施設の根拠は

A 中央区内にある浸水想定区域内にあり、かつ区が水害時における利用者の避難確保が必要と認める施設で、中央区地域防災計画に施設名と所在地が記載された施設は、本義務付けの対象となります。

(中央区内にある浸水想定区域)

- ・荒川水系荒川洪水浸水想定区域（平成 30 年 9 月）
- ・荒川水系神田川、善福寺川、妙正寺川洪水浸水想定区域（平成 30 年 3 月）
- ・東京都高潮浸水想定区域（平成 30 年 3 月）
- ・東京都神田川、隅田川及び新河岸川、江東内部河川流域雨水出水浸水想定区域（令和 8 年 3 月）

なお、「区が水害時における利用者の避難確保が必要と認める施設」とは、平成 29 年の水防法改正に合わせて国土交通省から発出された通知「水防法等の一部を改正する法律の施行について（平成 29 年 6 月 19 日付国水政第 12 号）」において示された「要配慮者利用施設」の具体例を基に区が定めたものです。

### Q 対象施設になるとどのような義務が課されるのか

A 平成 29 年の水防法改正により、地域防災計画に定められた施設の管理者は、施設利用者の水害時の避難確保を図るために、避難確保計画の作成と、水害時の利用者の避難誘導等を想定した訓練の実施が義務付けられています。

また、利用者の避難確保を行うための自衛水防組織の設置も努力義務となっています。併せて、避難確保計画を作成・変更したときや、自衛水防組織について設置・変更したときは、遅延なく区に報告することが義務付けられています。

**Q 避難先はどのように選べばよいのか**

A 水害時に施設の外へ避難すること自体のリスクを鑑み、施設内に避難スペースが確保できる場合は、垂直避難を前提にしてください。

施設内に避難スペースや十分な備蓄を確保できない場合は、系列施設への避難を検討してください。系列施設がない場合は、類似の施設と災害時の協定を結び、類似施設への避難も検討してください。

また、想定していた避難先がやむを得ない事情により利用できなくなった場合に備えて、緊急避難先として近隣の安全な場所も検討してください。

**Q 区が開設する避難所への避難を検討する場合、どこに避難すればよいか**

A 以下 HP を参考に、施設の所在する対象エリアにおいて区が指定する避難場所を避難先としてください。

中央区 HP>防災・安全>防災・災害対策>防災対策>避難所・避難場所>指定避難所と指定緊急避難場所

※対象エリアについては以下 HP の防災マップで確認してください。

中央区 HP>防災・安全>防災・災害対策>防災対策>防災パンフレット等一覧

**Q 避難場所の開設状況はどのように確認すればよいか**

A 避難場所は開設次第、区のホームページやちゅうおう安全・安心メール、防災マップアプリ、X・LINE・Facebook により、周知を図ります。

**Q 避難先へどのように避難すればよいか**

A 災害時には、渋滞や通行止めが発生する可能性が高く、可能な限り徒歩による避難を前提とすることが望ましいとされています。

ただし、要配慮者の性質によっては、悪天候下に徒歩で外出すること自体が、かえって危険な場合も考えられます。

**Q 複数の施設について、合同で避難確保計画を作成してもよいか**

A 相互に利用者や職員の状況が把握でき、一つの指揮系統の下に避難誘導を図ることができる場合は、複数の施設について合同で計画を作成してもかまいません。

**Q 区のひな型以外の様式を用いて計画を作成してもよいか**

A 問題ありません。

区のひな型及び手引きは、国土交通省が作成したひな型等を基に、国土交通省の避難確保計画チェックリスト（以下リンク参照）などを活用して必要な事項を厳選し、できるだけ簡単に最低限の避難確保計画を作成できるようご用意したものです。

国土交通省 HP→政策・仕事→水管理・国土保全→防災→自衛水防（企業防災）→要配慮者利用施設の浸水対策→お役立ち情報→避難確保計画作成の参考資料を参照

(<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>)

他のひな型や既存の計画を活用して作成される場合は、上記チェックリストを参考に実効性のある計画となっているかどうか検証してください。

**Q 計画はいつまでに作成すればよいのか**

A 毎年通知を送付し、新規に計画を作成または修正する施設については、提出期日までのご提出をお願いしています。期限を過ぎてのご提出も受け付けていますので、随時ご相談ください。

**Q 計画を提出しなかった場合はどうなるのか**

A 水防法では、計画を作成していない施設の名称を公表できるとしています。区は、要配慮者利用施設の利用者の水害時における避難確保を図る観点から、計画を作成していない施設の管理者に対し、定期的に作成を呼びかけています。

また、国土交通省等から提供された全国の計画作成事例を共有する等、施設管理者への支援を行っていますので、計画の作成に当たってご不明な点などがありましたら随時ご相談ください。

**Q 備蓄品はどれくらい備えればよいのか**

A 災害時において、区民の方については在宅避難（自宅で避難生活を送ること）、事業所の皆様には自社での待機が可能となるよう、最低3日分の備蓄（水、食料、携帯トイレ等）を推奨します。